

手話言語法 (仮称) 制定に関する意見書の提出について

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う聾唖(ろうあ)者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾(ろう)学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006 (平成 18) 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011 (平成 23) 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

つきましては、下記の事項について、国会及び関係省庁に対して意見書を提 出してくださるよう陳情します。

記

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

平成26年5月八日

一般社団法人 秋田県聴力障害者協会 県南支部長 高 橋 圭 展 秋田県横手市黒川字悪戸 127世

FAX. 0182-38-22

大仙市議会議長 橋 村 誠 様

